

令和 6 年度マチグワー総合案内所事業業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知 念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和 6 年度マチグワー総合案内所事業業務委託
- (2) 履行場所 那覇市松尾 2 丁目 10 番 1 号「まちぐわー総合案内所」
- (3) 履行内容 別紙「入札説明書」及び「業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市内に本社、支店又は営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本市において入札参加資格の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）

- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税の滞納がないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市 経済観光部 なはまち振興課

(那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階)

4 入札関係書類(仕様書等)の配付期間及び配布場所

- (1) 配付期間：令和6年4月4日(木)～4月17日(水)
午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- (2) 配付場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階
那覇市 経済観光部 なはまち振興課
※窓口でのみ配付する。(駐車場は有料。)
- (3) 入札説明会：(2)の場所において令和6年4月17日(水)まで随時実施する。事前に担当者へ連絡を入れること。
- (4) 入札参加資格確認申請書提出期限
 - ① 入札に参加を希望する者は、(2)に示す場所に一般競争入札参加資格を有することを証明する下記の書類を期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ③ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ④ 提出された書類を一般競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
 - ⑤ 提出期限 令和6年4月17日(水)17時00分まで
 - ⑥ 提出書類

☐ 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
☐ 法人概要書(様式第2号)

☐ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 「発行後 3 ヶ月以内」
☐ 市税納税証明書（本市に滞納のない証明）※写し可 「発行後 3 ヶ月以内」
☐ 使用印鑑届
☐ 封筒（参加確認通知書送付用） ※ 申請者の住所、氏名等を記載し 94 円切手を貼付すること。

5 入札執行の日時及び場所など

- (1) 日時：令和 6 年 4 月 23 日（火）14 時 00 分開始
- (2) 場所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 602 会議室
※駐車場は有料。

(3) 入札方法：直接投函 ※郵送による入札は認めません。

(4) 入札書の記載方法

- ① 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（その額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てた金額。）を落札価格（契約金額）とする。

- ② 上記①の書類に加え、「入札金額内訳書」（別紙様式 ※任意様式可）を提出すること。入札書と入札金額内訳書は、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（那覇市長）及び「令和 6 年 4 月 23 日開札〔入札件名〕」を記入すること。

(5) 入札時に必要な物

- ① 入札書（本市様式）※予め 3 部コピーしてご持参ください。
- ② 入札用封筒 1 回目の入札は、入札書と入札金額内訳書を入札用封筒に入れて提出すること。2 回目以降は、入札書だけを提出。
- ③ 代理人が入札する場合にあっては委任状（本市様式）
※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードすること。

6 入札保証金に関する事項

那覇市契約規則第 5 条第 1 項に基づき、入札金額の 100 分の 5 に相当する額とする。

ただし、那覇市契約規則第 8 条第 1 項各号の規定に基づく場合は納

付を免除する。

7 無効の入札に関する事項

次に掲げる事項に該当する場合、その者が行った入札は無効とする。
また、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消すものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が開札時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、代理人の場合は代理人の氏名、押印のいずれかを欠く又は判読ができない入札
- (8) 届出された所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札
- (9) 入札書の金額や¥マークの記載がない又は入札金額が訂正された入札
- (10) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (11) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (12) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (13) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加のものがした入札
- (14) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (15) 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

- (1) 本件入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効に落札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

9 入札の取りやめ等

- (1) 入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させる。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を校正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめる場合がある。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

10 契約保証金に関する事項

那覇市契約規則第 30 条第 9 号の規定に基づき納付を免除する。

11 その他

- (1) 入札参加者は、手交する入札説明書及び業務仕様書等を熟読し入札に臨むこと。
- (2) 入札をしようとする者は、入札執行に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退した者は、辞退することにより以後の入札について不利益を被ることはない。

12 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（那覇市役所本庁舎 6 階）
那覇市経済観光部 なはまち振興課 地域商店街活性化グループ
電話 098-867-5260 担当 本村・末吉